

競争入札設計図書等に関する回答書

令和 8 年 3 月 3 日

福島県相馬港湾建設事務所長

工事（委託業務）番号	第 2 5—4 1 3 9 0—0 0 3 9 号
工事（委託業務）名	漁港維持管理（長寿）工事（浚渫）
質 問 事 項	
<p>1 設計ではグラブ浚渫船鋼 D5.0m3 と土運船鋼 650m3 が採用されておりますが、当該船舶の規格では本工事浚渫箇所へ入ることが困難であると見受けられます。仮に入ることができたとしても港内の狭さを考慮すると船舶本来の施工能力を十分に発揮することができず、施工日数および経費がかさむことが想定されます。このような場合、船舶の規格変更は協議の対象となりますでしょうか。ご教示願います。</p> <p>2 処分費（廃プラスチック類）について、積算上の施設では廃プラスチック類と廃プラスチック類土木シートの 2 つを確認いたしました。どちらを採用されておりますでしょうか。ご教示願います。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 福島県工事請負契約約款第 1 8 条に基づき、協議の対象とします。</p> <p>2 処分費（廃プラスチック類）については、廃プラスチック類を採用しております。</p>	

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7998 号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成 20 年 3 月 28 日付け 19 財第 7986 号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。